

カニクイザル飼育装置 一式
(搬入、据付、配線、配管、調整を含む)

仕 様 書

滋賀医科大学会計課契約係

令和 8 年 9 月

TEL:077-548-2036

I.仕様書概要説明

【1】調達背景及び目的

滋賀医科大学・動物生命科学研究センター（以下「本学動物生命科学研究センター」という。）は、ヒトに最も近似する種の一つであるカニクイザルを約 800 頭飼育できる施設を有し、現在、690 頭近くを飼育しているのみならず、世界に類のない顕微鏡受精－胚移植法を用いた計画的室内人工繁殖により微生物学的ならびに遺伝的に統御された実験用個体の生産を行っている。その技術等を背景にトランスジェニックやゲノム編集技術を用いた遺伝子改変カニクイザルの作出にも成功し、多様なヒト疾患モデルカニクイザルを作出する技術基盤を整備しつつある。これらカニクイザルは学内外の多くの医科学研究に供されており、他種動物では実現できないヒトへの実験的外挿が可能となっている。本学動物生命科学研究センターでは、AMEDSCARDA 事業における霊長類モデルを用いたワクチン評価に関するサポート機関として、計画的室内人工繁殖による個体の増産を推進しつつ、当該個体を用いた種々の動物実験に関する支援を予定している。その研究用カニクイザルを限られた人員で管理するための飼育装置を導入する必要がある。これらは現在人工繁殖により増産されるカニクイザルの飼育管理を目的としており既に導入済みの装置との互換性も重要である。

【2】調達物品名及び構成

商品名：カニクイザル飼育装置 一式（搬入、据付、配線、配管、調整を含む）

構成：

1、カニクイザル自動洗浄飼育装置

（構成内訳）

- ① 飼育装置本体 1 台 （3 列 2 段）

2、カニクイザル飼育ケージ（通常飼育仕様）

（構成内訳）

- ① 飼育ケージ本体 10 台
- ② 扉 10 枚
- ③ 給餌器 10 個
- ④ 止まり木 10 本
- ⑤ スノコ 10 枚

【3】技術的要件の概要

- （1）本調達物品に係る性能、機能及び技術（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、「Ⅱ. 調達物品に備えるべき技術的要件」に示すとおりである。

- (2) 技術的要件は、すべて必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は、本学が必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能がこれを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、本学動物生命科学研究センター設備技術審査職員において、入札機器に係る技術仕様書、その他の入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

【4】その他

(1) 仕様に関する留意事項

- ①入札機器は、原則として入札時点で製品化されていること。入札時点で製品化されていない機器によって応札する場合には、技術的要件を満たすことの証明及び納入期限までに製品化され納入できることを保証する資料及び確約書等を提出すること。

(2) 提案に関する留意事項

- ①提案に関しては、提案する機器が本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに資料を添付する等して具体的かつ分かり易く記載すること。従って、本仕様書の技術的要件に対して、単に「はい、できます。」「はい、提案します。」といった回答の提案書であるため、評価が困難であると調達側が判断した場合は、技術的要件を満たしていない資料とみなし不合格とするので十分に留意して作成すること。
- ②提出資料等に関する照会先を明記すること。
- ③提案された内容等について、問い合わせやヒアリングを行う場合があるので、誠実に対応すること。

(3) 導入に関する留意事項

- ①導入スケジュールについては、本学と協議しその指示に従うこと。
- ②搬入、据付、配線、配管、調整に要するすべての費用は、本調達に含む。

II. 調達物品に備えるべき技術的要件

(性能、機能に関する要件)

断りのない限り、複数の機器に対する要件は、1台につき以下の要件を満たすこと。

- 1. カニクイザル自動洗浄飼育装置に関し、以下の要件を満たすこと。

《飼育装置本体について》

- 1-1 本装置は本学動物生命科学研究センター指定のカニクイザル飼育ケージを指定の台数(3列2段:6ケージ)を収容できる構造で、指定された場所に設置でき、飼育管理の作業スペースを十分に確保できる寸法であること。

- 1-2 本装置の本体の材質は、SUS304 及びそれに準ずる SUS 鋼材であること。
- 1-3 本装置は上段、下段の 2 段で構成され、それぞれ流水板を有しており、流水板は洗浄水である弱酸性次亜塩素酸水（以下：次亜水）に耐えうる SUS316 以上の鋼材であること。
- 1-4 本装置の溶接箇所はすべて金属腐食を防ぐための防錆処理加工を行うこと。
- 1-5 本装置にサルケージを設置する方法は吊りレール方式を採用し、耐震設備を備えていること。
- 1-6 本装置は飲水用配管が付属し、本装置に設置したサルケージに飲用水を供給でき、サルが問題なく飲水可能な構造であること。またフラッシングのための電磁弁を備えていること。
- 1-7 本装置は洗浄水である次亜水の配管に接続でき、流水板に次亜水を供給できる構造であること。またその流水板は次亜水を一定量貯める構造であり、洗浄時以外は飼育動物の排泄物を次亜水中に封じ込める構造であること。
- 1-8 本装置上段の流水板に溜めた次亜水は手動レバーを操作し流水板を傾けることで、下段の流水板を経由し排水することができる構造である。
- 1-9 本装置の流水板に溜まった排泄物、エサの食べ残しおよび次亜水は床の排水口に流れ込むよう誘導され、本装置外に漏れ出しにくい構造になっていること。また流水板に溜まった排泄物、エサの食べ残しなどが、洗浄作業中や排水中にできる限り本装置外に飛び散らない構造になっていること。
- 1-10 次亜水制御用のバルブは本体が樹脂製のモーターバルブでパッキンは FKM で耐薬品性であること。
- 1-11 本装置の 1-6 のフラッシング用電磁弁、1-10 の次亜水制御用モーターバルブは、本学動物生命科学研究センター既存の飼育装置用制御装置に連結して制御可能であること。

2. カニクイザル飼育ケージに関し、以下の要件を満たすこと。

- 2-1 本装置の本体の材質は SUS304 以上の SUS 鋼材であり、溶接箇所は金属腐食を防ぐための処理加工を行うこと。
- 2-2 本装置のサイズは W502 mm×D852 mm×H840 mm(±10mm)（※狭体ハンドルおよび吊りレールは含まない）であり、背面 2 段フック式飼育装置、および吊りレール式飼育装置のどちらの設置方式にも対応し、本学動物生命科学研究センター既存の飼育装置で各パーツが干渉することなく設置可能で、問題なくサルを飼育管理できる構造であること。
- 2-3 止まり木が付いており、止まり木はサルが齧っても削れにくい樹脂製で木に模した茶色であり、ケージ奥の壁から前面扉までに縦に 1 本通していること。扉の左側中央寄り下側の位置に配置し、サルが止まり木に腰かけてもケージ天井部にサルが頭をぶつけないスペースを確保できており、扉の開閉の際に取り外

す必要がないこと。

- 2-4 床面は取外し可能なスノコになっており、スノコは削れにくいフェノール樹脂製で表面はメラミン加工し、表面の色は白であること。サイズは W445 mm×D845 mm の 8 mm 厚で、φ25 の穴を同列上 60mm ピッチでパンチング加工し、次段へは 40mm ピッチで、隣の段の穴とは穴位置が重ならないように均等にずらした位置に配置し、サルの糞、エサの食べ残しが洗浄時にスノコの穴から簡単に落下する構造になっていること。また、後端は切り欠きがあり、穴から落ちなかった糞、エサの食べ残しの塊を洗浄時に本装置外に排出できる構造であること。
- 2-5 本装置のスノコの交換作業はサルをケージから出すことなく操作ができる構造であること。
- 2-6 本装置の正面扉は右側抜き差し丁番でケージ本体に取り付けられ、扉の中央下部に上下スライド式の小扉（W210 mm×H350 mm）を配置すること。格子の隙間は W45mm×H135mm を基調に構成され十分な強度を持った構造であること。
- 2-7 本装置の扉の開閉はプッシュボルトおよび南京錠両方に対応した構造であること。プッシュボルトはサルが触っても解錠できない構造になっているが、飼育係は 1 本の鍵（ピン）で解錠できる構造になっていること。
- 2-8 本装置の側面はスライド開閉可能で両隣のケージと連結可能であること。ただしサルが開閉できない構造であること。
- 2-9 本装置は飲水用の給水ノズルが付属しており、サルが口や手で触れると簡単に水が飲める構造で飲みやすい位置にあること。給水ノズルの取外しには工具を必要としないものであるが、飼育中のサルは本装置の給水配管に取付けられた給水ノズルを取外しできないいたずら防止の構造であること。
- 2-10 本学動物生命科学研究センターの既存のアルミ製のサル用キャッチングケージに連結可能であり、連結時のキャッチングケージから人が手を放しても脱落せず保持できる構造であること。
- 2-11 本装置は装置内上部に 2 本のぶら下がり棒を有しており、ぶら下がり棒はサルの居住に支障が出ない位置に配置されていること。
- 2-12 本装置の天板は取り外しが可能で、体温測定装置に対応した天板に取り換え出来る構造であること。（追加オプション）またその体温測定装置は本学動物生命科学研究センターで試用中のブルトウス方式のシステムで、交換した天板にはその中継器を搭載できる構造になっていること。

3. 搬入、据付、配線、配管、調整に関し、以下の要件を満たすこと。

《カニクイザル自動洗浄飼育装置に関して》

- 3-1 飼育装置用制御装置と飼育装置本体をつなぐ配線ケーブルは飼育作業の邪魔にならず、またサルの手が届かない取り回しで天井裏を通し配線すること。

3-2 ラックの洗浄水は次亜水を使用し、またその制御に使用する止水バルブは耐薬性を担保するため、本体が樹脂製のモーターバルブでパッキンは FKM の材質を使用すること。

3-3 飼育装置本体の洗浄水、排泄物、ケージ洗浄時の排水などが飼育装置本体間に配置された排水口へ流れ込むため、床排水の形状はそれを考慮した掃除しやすい構造であり、排水が可能な限り飼育装置外に漏れ出さず、排水口へ誘導できる構造であること。

3-4 カニクイザルの飲水は、本学動物生命科学研究センター既存の自動給水減圧装置から配管延長し 1-6 の飲水用配管に接続し、カニクイザルの飼育に支障が出ないよう飲水を供給できること。

(性能、機能以外の要件)

III. 設置条件等

- (1) 本学動物生命科学研究センター指定の飼育室へ設置すること。
- (2) 機製造の進捗状況を本学担当者に連絡し、設置の際には日時・搬入経路等を必ず本学担当者と調整すること。
- (3) 設置に関しては本学担当者との念入りの打ち合わせをし、本施設の運営に支障をきたさない設置方法をとること。
- (4) 施設に損傷を与えないよう十分な注意を払うよう務め、必要に応じ搬入経路に養生を施すこと。大学施設に損傷を与えた場合には、供給者の責任において原状回復すること。なお、納入の際には供給者が必ず立ち会うこと。
- (5) 本施設に物品を搬入・設置の際には本施設の飼育室入室資格を持つ者 1 名が常時立ち会うこと。なお、この資格取得に要する費用は、本調達に含まれる。

IV. 保守体制等

- (1) 本設備の修理、部品供給、その他アフターサービス、メンテナンスに対しては速やかに対処し、故障や不具合が生じた場合 24 時間以内に現地対応できる体制が整っていること。なお、アフターサービス、メンテナンス実施時は、本施設の飼育室入室資格を持つ者 1 名が必ず立ち会うこと。
- (2) 導入後、1 年以内に通常の使用により故障が生じた場合は、無償で修理すること。

V. その他

- (1) 設置に必要な機器等及び消耗品については受注者側で負担すること。
- (2) 設置に当たり不明な点がある場合は、本学担当者に確認すること。
- (3) 契約上の詳細は、本学が定めた契約規程及び契約基準によるほか、明記なき事項については、双方協議して定めるものとする。